（企画部の分課）

第十六条の十六　企画部に、次の四課を置く。

主計課
企画課
管理施設課
情報システム課

（主計課）

第十六条の十七　主計課においては、次の事務をつかさどる。

一　［略］

［号を削る。］

二　前号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しない事項に関すること。

（企画課）

第十六条の十八　企画課においては、次の事務をつかさどる。

一　防衛医科大学校の所掌事務に係る総合的な事業の企画及び調整に関すること。

二　機構及び定員に関すること。

三　業務の考査に関すること。

四　学事の調査に関すること。

五　国際交流に関すること。

六　防衛医科大学校病院の運営改善に関する事務に必要な総合調整に関すること。

七　防衛医科大学校の所掌事務に係る陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊及び機関、地方公共団体等との連携に関すること。

（管理施設課）

第十六条の十九　管理施設課においては、次の事務をつかさどる。

一　給養に関すること。

二　防衛医科大学校病院の患者の給食に関すること。

三　被服及び車両の管理に関すること。

四　警備に関すること。

五　役務に関すること。

六・七　［略］

（情報システム課）

第十六条の二十　情報システム課においては、次の事務をつかさどる。

一　情報システムの整備及び管理に関すること。

二　防衛医科大学校の所掌事務のデジタル化についての企画及び立案並びにその実施の調整に関すること。

三　学事の調査に関すること。

四　国際交流に関すること。

五　情報システムの整備及び管理に関すること。

六　防衛医科大学校病院の運営改善に関する事務に必要な総合調整に関すること。

七　防衛医科大学校の所掌事務に係る陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊及び機関、地方公共団体等との連携に関すること。

（経理部の分課）

第十六条の十六　経理部に、次の三課を置く。

主計課
経理課
施設課

（主計課）

第十六条の十七　主計課においては、次の事務をつかさどる。

一　［同上］

二　会計の監査に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しない事項に関すること。

（経理課）

第十六条の十八　経理課においては、次の事務をつかさどる。

一　経費及び収入の会計に関すること。

二　物品の取得及び管理に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

（施設課）

第十六条の十九　施設課においては、次の事務をつかさどる。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

一・二　［同上］

［条を加える。］